

## 資料 仕様書

(1) 配置計画	.....	1
(2) 施設計画	.....	2
(3) 外構計画	.....	15
(4) 内外仕上表	.....	16
(5) 設備仕様書	.....	29
(6) 耐震に対する施工基準	.....	43
(7) 維持管理仕様書	.....	60

## (1)配置計画

- ①配置計画に当たっては、海辺ニュータウン地区の地区計画や街づくりデザイン計画等に配慮し、風格のある質の高い学園景観の創出に努める。
- ②本施設の配置は、周辺施設等に電波障害や日影、風等による影響を与えないよう十分配慮した計画とするとともに、敷地へのアプローチ計画についても十分配慮する。
- ③敷地全体のゾーニング計画として、「施設ゾーン」と「スポーツゾーン」の2つのゾーンを設定する。敷地内は、わかりやすい動線計画とし、人と車の明快な動線分離を図る。また、非常時の緊急車両の寄り付き、進入、走行等に配慮し、構内道路計画を行う。
- ④各施設は、「施設ゾーン」と「スポーツゾーン」の2つのゾーン内に適切に配置し、機能的で使いやすく、各施設相互の連携がとりやすい配置とする。
- ⑤キャンパスのネットワークの核としてのオープンスペース＝「交流プラザ」を計画し、学生や教職員間のコミュニケーションの場を創出するとともに、憩いとにぎわいがあるキャンパスづくりに努める。
- ⑥講堂については、外来者の利用を想定し、外部から利用がしやすく、管理しやすい配置とする。
- ⑦「スポーツゾーン」には、屋外スポーツ施設として、テニスコート2面とソフトボール場を設け、これらを含むグランド面積として、8,000㎡以上は確保する。
- ⑧駐車場については、横須賀市建築物駐車施設条例で規定する台数を確保し、敷地内に適切に配置する。また、駐輪場については、60台程度を配置できる計画とする。
- ⑨緑被率、空地率については、敷地全体が緑豊かな環境となるようバランスよく配置し、緑被率については30%以上、空地率については40%以上確保する。（算定方法等については、県有施設の緑被率確保に関する実施要綱及び横須賀市の街づくりデザイン計画を参照のこと。）

## (2)施設計画

### ○管理厚生部門

管理厚生部門については、施設全体のインフォメーション、施設管理、運営の中核とし、機能的でわかりやすく管理しやすい構成とする。

#### [1]規模

学長室をはじめとする役職者専用室関係、会議室（大・中・小）・応接室関係、事務室をはじめとする管理関係諸室、学生食堂や自治会室・学生相談室等からなる厚生関係諸室から成る。

#### [2]施設内容

##### <管理部門>

- ①学長室、副学長室、学部長室、学科長室は、学生の動線と分離し、外部より見えにくい位置に配置する。事務局長室についても、同様の配置とすることが望ましい。学長室及び副学長室には、造り付け家具として、木練付同等以上の仕上げの飾り棚・ワードローブ・洗面化粧台を設ける。
- ②大会議室は、100人相当が参加する教授会が開催できる会議室とする。また、可動間仕切りを設置し2分割が可能とする。可動間仕切りはW=100とし、高遮音タイプとする。
- ③中会議室は、教授会開催時にも入試事務を行うことができる会議室とする。また、可動間仕切りを設置し2分割が可能とする。可動間仕切りはW=100とし、高遮音タイプとする。
- ④小会議室は、教授会、入試事務が重なった時の予備会議室とする。
- ⑤応接室1は、通常の応接室とする。
- ⑥応接室2は、皇族、特別講師等来賓用の休憩室として使用できるようにパントリーを併設し、学生の動線から分離した外部から見えにくい位置に配置する。造り付け家具として、木練付同等以上仕上げの飾り棚・ワードローブ・洗面化粧台を設ける。
- ⑦事務室は、オープンカウンター式として学生にとって使いやすくわかりやすい配置とする。カウンターは造り付けとし、D=600×H=900程度で塩ビシート貼同等以上（天板・腰壁共）の仕上げとする。長さについては、適切な寸法を確保すること。
- ⑧医務室は、事務室の近くに配置することが望ましい。
- ⑨保安室は、夜間出入口等を管理しやすい適切な位置に配置する。
- ⑩委託員控室は、作業員休憩室を含むものとする。
- ⑪中央監視室・電話交換機室・機械室等は機能性に配慮し、適切な位置に配置する。
- ⑫CPU室の内部には作業室のスペースを確保し、間仕切りを設けること。
- ⑬金庫室は、試験問題保管用の造り付け金庫とし、前室を設けること。また、学生が主に出入りする部屋及びフロアへの設置は避けること。その他「諸室関係資料 県立保健医療福祉大学（仮称）の諸室について」（以下「諸室資料」という。）を参考にすること。

<厚生部門>

- ①食堂は、カフェテリア方式で、ラウンジとしても気軽に利用できる明るく開放的な構成とし、学生、教職員の憩いの場となるような計画とする。席数としては250席程度を確保すること。
- ②厨房は、食品庫及び事務室・休憩室・トイレ等を含むものとする。
- ③売店は書籍・文房具・菓子等を販売するものとする。
- ④クラブ室(20室)は、学生のクラブ活動用の部屋とする。
- ⑤自治会室・集会室は、学生自治会活動のためのスペースとして計画する。
- ⑥ロッカー室は、学生用更衣室と職員用更衣室をそれぞれ利用しやすい位置に配置する。  
なお、男女別の区分は可変とすること。
- ⑦学生相談室は主にメンタルヘルス、就職相談用とし、資料室は、主に就職相談用とする。

## ○講義室部門

講義室部門については、機能的で使いやすい構成とし、明るく開放的な空間づくりに配慮する。また、学生と教員のわかりやすく使いやすい動線計画に配慮する。

### [1]規模

一般講義室関係（40人教室・80人教室・100人教室・220人教室）、情報実習室、LL教室、視聴覚室、ゼミ室、研究室、助手室、小会議室、非常勤控室から成る。

### [2]施設内容

- ①40人教室、80人教室、100人教室、220人教室は一般講義用とし、スクリーンやビデオプロジェクター等のAV機器を装備する。席数については、定員の2割程度の増を見込むものとする。また、どの席からも教壇が見えるなど、講義を受けやすい工夫をする。
- ②220人教室は階段教室として、どの席からも教壇が見え講義を受けやすい工夫をする。
- ③ゼミ室は、学生の演習用のスペースとしてだけでなく、教員の打合せスペースとしても利用するものとし、研究室の近くに配置することが望ましい。
- ④研究室は、各教員専用の研究スペースとし、講義室と実験・実習室の両方への動線に配慮する。
- ⑤助手室は、実験・実習室への動線に配慮する。
- ⑥小会議室は、学生及び教員のための打合せスペースとする。
- ⑦非常勤控室は、外来の非常勤講師の控室とする。
- ⑧情報実習室・LL教室は、学生1人に1台のコンピューターを装備したマルチメディア対応教室とし、席数については40人クラスを想定し、定員の2割程度の増を見込むものとする。
- ⑨視聴覚室は、スクリーンやビデオプロジェクター（リヤ方式）等のAV機器を装備したマルチメディア対応教室とする。

## ○実験・実習室部門（看護学科）

実験・実習室部門については、各学科相互の連携及びネットワークづくりに配慮するとともに、施設の共有化、集約化がしやすい計画とする。

### [1]規模

基礎看護実習室関係、小児・母性看護実習室関係、地域看護実習室関係、多目的実習室関係、標本室、看護共同研究室関係の諸室から成る。

### [2]施設構成

- ①基礎看護実習室A・Bは、入院病棟の実習用とし、基礎看護実習室Bについては学生の自習のスペースとしても開放する。洗濯コーナー、リネンコーナー、薬品コーナーを設け、汚物処理室や基礎看護実習準備室を隣接させる。清潔エリアと汚物エリアを明確に区分する。なお、洗濯コーナー、リネンコーナーは準備室に設けてもよい。
- ②基礎看護実習準備室は基礎看護実習室に隣接させ、同機材室も、基礎看護実習室の近くに配置すること。また、準備室には更衣コーナーを想定する。
- ③洗髪室は基礎看護実習室の近くに配置し、汚物処理室は基礎看護実習室の隣りに配置する。洗髪室については基礎看護実習室もしくは準備室と合併させてもよい。洗髪室の床は防水仕様が望ましい。
- ④小児・母性看護実習室は、母性・小児看護、沐浴等新生児ケアの実習用とする。清潔エリアと汚物エリアを明確に区分する。
- ⑤小児・母性看護実習準備室は小児・母性看護実習室に隣接させる。同機材室は、同実習室の近くに配置する。
- ⑥地域看護実習室A・Bは、在宅療養者の看護実習用とし、地域看護実習室Aには保健医務室状のスペースを設けるとともに、あらかじめリフト設置個所を想定し、天井を補強すること。また、風呂廻りの床は防水仕様とする。
- ⑧地域看護実習準備室は、地域看護実習室A・Bの近くに配置する。
- ⑨多目的実習室A（レク室）は、人間関係の実習用とし、社会福祉学科、リハビリテーション学科と共用するため、両学科からも利用しやすい配置とする。また、壁については遮音壁とし、室内の仕上げも、有孔シナ合板+グラスウール同等以上の吸音仕様とする。
- ⑩多目的実習準備室Aは、多目的実習室（レク室）の近くに配置し、ハーフミラー越しに多目的実習室Aを観察できるものとする。
- ⑪標本室は、リハビリテーション学科と共用し、標本置場として講義室の近くに配置することが望ましい。
- ⑫看護共同研究室・同準備室は、学科共用の研究用スペースとする。

## ○実験・実習室部門（管理栄養学科）

実験・実習室部門については、各学科相互の連携及びネットワークづくりに配慮するとともに、施設の共有化、集約化がしやすい計画とする。

### [1]規模

動物舎、生理学・微生物・理化学実験室関係、多目的実験室関係、精密機器室、電子顕微鏡室、食品加工・調理・集団給食実習室関係、多目的実習室関係、栄養共同研究室関係、恒温恒湿室、低温室、無菌室の諸室から成る。

### [2]施設内容

- ①動物舎は、飼育動物としてマウス・ラット・モルモット・ウサギを想定し、特殊空調、スケジュール照明等を完備すること。また、配置としては別棟もしくは建物の端に位置するのが望ましい。看護学科との共用にも配慮する。
- ②多目的実験室 A・B は、学科共有の実験スペースとし、同実験準備室 A・B も近くに配置する。
- ③生理学実験室は、人の体内で起こる現象を中心に実験し、化学的観点からの生体成分の分離、定性試験、酵素実験等を行う。看護学科との共用にも配慮する。
- ④生理学実験準備室は、生理学実験室に隣接させること。また、低温状態の維持を必要とする酵素実験のための低温室を備えること。看護学科との共用にも配慮する。
- ⑤微生物実験室は、食品衛生上の食中毒に関する原因菌についての実験を行う。同準備室は隣に配置する。
- ⑥微生物実験無菌室は、前室を設けること。
- ⑦理化学実験室は、理化学に関する基礎的実験を行う。同準備室は近くに配置する。看護学科との共用にも配慮する。
- ⑧精密機器室は、別基礎として1Fに配置するのが望ましい。
- ⑨電子顕微鏡室は、前室及び暗室を設け、別基礎として1Fに配置するのが望ましい。
- ⑩食品加工実習室は、加工食品の性状と工程について学習すると共に、実際に加工食をつくり、その操作を通じて食品のできる原理を学ぶ。食品加工のための恒温恒湿室と低温室を近くに配置する。同準備室は隣接して配置する。
- ⑪調理実習室Aは、日本料理、西洋料理、中国料理等の調理方法を実習し、その基礎的手法を学ぶ。同準備室は近くに配置する。また、床排水とし、1Fに配置することが望ましい。
- ⑫調理実習評価室は、実習により調理した食事を試食する。調理実習室の近くに配置することが望ましい。
- ⑬多目的実習室Bは、学科共有の実習スペースとする。同準備室は近くに配置する。
- ⑭集団給食実習室は、事業所、学校などの集団給食を想定して、学内で模擬給食を実施することにより、大量調理技術と調理作業の流れを体験する。実習室内には、約30㎡程度の下処理室を設置する。同準備室は近くに配置する。また、床排水とし、1Fに配置すること。
- ⑮実習食堂は、実習により調理した食事を供食するスペースとし、集団給食実習室とカウ

ンターを挟んで一体で使用する。

- ⑯食品庫は、集団給食実習室の近くに配置する。また、食品の搬入動線に配慮し、特に、動物実験室や微生物実験室の前を通らないよう注意する。
- ⑰更衣室は、集団給食実習室の近くに配置し、菌検査で陰性の人のみが使用できるトイレを併設する。
- ⑱一時ゴミ置き場は、生ゴミの一時保管場所とし、搬出動線に配慮する。
- ⑲標本室は、食品標本等の置場とする。
- ⑳栄養共同研究室は、共同の研究スペースとする。同準備室は研究室の機材置き場とし、近くに配置する。
- ㉑恒温恒湿室・低温室・無菌室は、共用の実験スペースとし、特に無菌室については、前室を設けること。



## ○実験・実習室部門（社会福祉学科）

実験・実習室部門については、各学科相互の連携及びネットワークづくりに配慮するとともに、施設の共有化、集約化がしやすい計画とする。

### [1]規模

現場実習指導室、視聴覚教材作成室、社会福祉援助技術実習室関係、福祉相談実習室関係、レクリエーション指導法演習室関係、介護技術演習室関係、入浴実習室関係、家政実習室、調理実習室関係、多目的実習室関係、福祉共同研究室関係の諸室から成る。

### [2]施設内容

- ①現場実習指導室は、現場実習前の相談、資料室とする。
- ②視聴覚教材作成室は、視聴覚教材作成用のAV編集室とする。
- ③社会福祉援助技術実習室は、人間関係の演習用とし、ゼミ室としても使用する。
- ④社会福祉援助技術実習準備室は、ハーフミラー越しに同援助技術実習室を観察、撮影する部屋とし隣接させる。
- ⑤福祉相談実習室は、相談実習用として、ロールプレイングなどを行う。
- ⑥福祉個別相談実習室は、個別相談実習用として、ロールプレイングなどを行う。
- ⑦福祉相談演習室は、相談実習室の観察、ゼミ等に使用する。ハーフミラー越しに福祉相談実習室と福祉個別相談実習室を観察するため、隣接して配置する。
- ⑧レクリエーション指導法演習室は、レクリエーション実習、遊技療法用とする。
- ⑨レクリエーション指導法演習準備室は、レクリエーション指導法演習室に隣接して配置し、ハーフミラー越しに遊戯等を観察、記録する。
- ⑩介護技術演習室は、施設、在宅における介護技術の演習、介護機器操作法の演習、老人・点字・手話・盲人歩行等の演習を行う。入浴実習室と同一フロアでかつ近くに配置することが望ましい。同準備室は、隣接して配置する。
- ⑪入浴実習室は、入浴介護実習用とし、床排水が必要なため1Fに配置する。
- ⑫更衣室、シャワー室は、看護学科とリハビリテーション学科との共用とし、入浴実習室に隣接させる。
- ⑬家政実習室は、被服住居に関する実習用とする。
- ⑭調理実習室Bは、入院食等の調理実習用とし、床排水が望ましい。よって、1Fに配置することが望ましい。
- ⑮多目的実習室Cは、地域福祉実習指導用を想定する。
- ⑯多目的実習室Dは、演劇、音楽などの表現用スタジオとして使用する。壁は遮音壁とし、室内の仕上げは有孔ケイカル板+グラスウール同等以上の吸音仕様とする。室内騒音評価値はNC20を確保する。
- ⑰社会福祉視聴覚準備室は、多目的実習室D（スタジオ）のミキシングルームとして隣接させる。
- ⑱福祉共同研究室は、学科共同の研究スペースとする。同準備室は近くに配置する。

## ○実験・実習室部門（リハビリテーション学科）

実験・実習室部門については、各学科相互の連携及びネットワークづくりに配慮するとともに、施設の共有化、集約化がしやすい計画とする。

### [1]規模

基礎作業実習室関係、水治療法実習室、義肢装具室関係、作業治療学実習室関係、作業療法評価実習室関係、行動分析実習室関係、地域リハビリテーション実習室関係、職業リハビリテーション実習室関係、リハビリテーション共同研究室関係、運動療法室関係、運動学実習室関係、基礎医学実習室関係、物理療法室関係、運動生理学研究室等の諸室から成る。

### [2]施設内容

- ①基礎作業実習室Aは、絵画・編み物・手芸用の作業実習室とする。
- ②基礎作業実習室Bは、木工・金工・陶芸用の作業実習室とし1Fに配置する。また、騒音が発生するため、静かな環境を必要とする諸室とは離れた位置に配置する。
- ③基礎作業実習準備室A・Bは、基礎作業実習室A・Bのそれぞれの近くに配置する。
- ④水治療法実習室は、床排水のため1Fに配置する。
- ⑤義肢装具室は、義肢装具製作、適合判定、使用訓練等を行うものとし、騒音が発生するため、静かな環境を必要とする諸室とは離れた位置に配置する。同準備室は、近くに配置する。
- ⑥作業治療学実習室は、病院にある作業療法室の機器を設備し、身体障害、精神障害、発達障害、老年期障害、高次神経障害及び基礎技法の実習を行う。同準備室は、近くに配置する。
- ⑦作業療法評価実習室は、身体機能（体格・体力面）の評価を行う。同準備室は、近くに配置する。
- ⑧行動分析実習室は、歩行計測による体の動きの測定、床反力計による力のかかりかたの測定、カメラによる観察等を3次元で行う。床反力計の設置など、動作解析装置のための補強等に配慮する。また、運動学実習室と同一フロアにあることが望ましい。同準備室は、近くに配置する。
- ⑨地域リハビリテーション実習室は、日常動作訓練室とする。同準備室は、近くに配置する。
- ⑩職業リハビリテーション実習室は、職業訓練用の実習室とする。同準備室は、近くに配置する。
- ⑪リハビリテーション共同研究室・同準備室は、学科共同の研究スペースとする。
- ⑫運動療法室は、病院の理学療法室を想定し、その用途を理解することを目的とする。また、使用機器の共用を想定し、運動学実習室の近くに配置することが望ましい。また、備品機器設置個所を想定し壁の補強を考慮すること。同準備室は、近くに配置する。
- ⑬運動学実習室は、人体構造と機能について、運動器を中心に実習する。同準備室は、近くに配置する。
- ⑭基礎医学実習室は、解剖学や生理学について実習する。同準備室は、近くに配置する。
- ⑮物理療法室は、物理療法、温熱療法等の実習を行う。同準備室は、近くに配置する。

⑩運動生理学研究室は、身体機能（生理面）の計測を行う。シールドルームを含む。また、運動学実習室の近くにあることが望ましい。

## ○講堂

学内の式典や集会、講演会等の利用だけでなく、国際会議にも対応可能な施設とする。また、多目的ホールとして室内楽の演奏会等にも利用可能な性能を備えたものとする。

### [1]規模

収容人員は500席以上とし、車椅子席を5席以上設ける。

### [2]施設内容

- ①舞台は1面で構成し、エンドステージ形式とする。面積は150㎡程度（間口20m×奥行8m程度）とし、客席からの高さは0.8m程度とする。舞台用控室を2室（上手側・下手側）設ける。
- ②音響設備及び照明設備は、主として式典や講演会を行う場合の装備を優先して装備するとともに、室内楽の演奏会等にも対応できるよう配慮する。
- ③同時通訳ブース（3室）は、講堂内部がよく見渡せる位置に設け、内部は吸音性能の高い仕様とする。ブース間の間仕切壁についても、40dB程度の遮音性能を備えたものとする。
- ④調整室は、講堂内部がよく見渡せる位置に設ける。窓は開閉可能とし、できるだけ幅広くとるとともに、遮音性能の高い構造とする。
- ⑤ピアノ庫はグランドピアノ2台分が入る広さとし、舞台と同レベルに確保する。
- ④客席はゆったりとした座席幅（500mm程度）、前後間隔（950mm）を確保する。また、客席全体に難聴者対応備設備を備える。室内騒音評価値はNC25を確保する。
- ⑤ホワイエはゆとりある広さを確保し、備品庫等の倉庫を設ける。
- ⑥トイレは客席規模に見合った組数を確保する。男女の割合は、男3割・女7割程度とする。身障者用は男女各1ヶ所確保する。
- ⑦身障者の客席への動線だけでなく、舞台への動線にも配慮する。
- ⑧舞台道具や大型楽器等の搬入のしやすさに配慮する。

## ○図書館

大学の研究・教育を支える中心施設として、書籍のみでなく情報処理機器も取りそろえた学生、教職員のための情報センターを目指す。

### [1]規模

開架書架4万冊以上、閉架書庫7万冊以上（合計で11万冊以上は確保する）の蔵書数を確保する。

### [2]施設内容

- ①閲覧室は落ち着いたスペースに配置し、閲覧席は130席以上を確保する。
- ②ブラウジングコーナーはくつろいだ空間演出に配慮し、雑誌のニーズの拡大に対応して、雑誌架のスペースを充実させる。
- ③グループ研究室、個人ブースは遮音性能を確保するとともに、内部が容易に見られる工夫をする。
- ④AVコーナーはビデオやCDの視聴ができるオープンなスペースとする。
- ⑤情報自習室は、コンピューターを装備した学生自習室とする。
- ⑥開架書架については、造り付けとし、地震等による転倒を防ぐ措置を講じるものとする。閉架書庫についても造り付けの電動集密書庫とし、耐震性能を有するものとする。
- ⑦開架書架間のスペースは車椅子での利用にも配慮し、有効で1300程度を確保する。
- ⑧身障者のための対面読書室を2室設ける。
- ⑨車椅子仕様エレベーター（13人乗）を1台設ける。
- ⑩事務室はオープンカウンター式とし、事務スペースと作業スペース、更衣室等を含む。カウンターは造り付けとし、D=600×H=900程度で木練付同等以上（天板・腰壁共）の仕上げとする。長さについては、適切な寸法を確保すること。
- ⑪情報システムとして、利用者管理、貸出・返却管理、検索、資料登録、蔵書管理の他、他大学や研究機関、図書館等の情報ネットワークにも考慮する。

## ○体育館

グラウンドとの位置関係に配慮する。災害時は一時避難場所として機能する施設とする。

### [1]規模

バレーコート（公式）2面、バスケットコート（公式）1面が確保できるアリーナをもつ施設とする。

### [2]施設内容

- ①アリーナはバレーボールの公式試合に対応可能とし、天井高さは最低12.5mは確保する。
- ②アリーナの上部にはランニングコースを設ける。
- ③アリーナのバスケットボールゴールは造り付けとし、電動昇降式とする。
- ④器具庫は、アリーナ面積の15%程度の広さを確保し、使いやすい配置とする。
- ⑤トレーニング室はアスレチック全般と体力測定が行える仕様とする。
- ⑥トイレ・シャワー室はアリーナ規模に見合った組数を確保する。男女の割合は男3割、女7割程度とする。身障者用は男女各1ヶ所確保する。また、屋外スポーツ施設との共用化がしやすい配置とする。
- ⑦教員室は体育教員控室とする。

## ○共用部門

共用部門については、わかりやすく使いやすい動線計画に配慮すると共に、学生相互、学生と教員とのコミュニケーションの場としてのたまりの空間を充実させた計画とする。

### [1]規模

廊下、ホール、階段、エレベーター、トイレ、湯沸室、設備シャフト、電気シャフト等

### [2]施設内容

- ①廊下、階段、エレベーター、トイレ等については、本施設の内容に配慮し、「神奈川県福祉のまちづくり条例」及び「ハートビル法」の誘導的基準を満たす。
- ②廊下は、学生や教職員といった多人数の使用に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものとする。また、安全でわかりやすい避難動線に配慮する。
- ③階段は、学生や教職員といった多人数の使用に配慮し、機能的で使いやすい仕様とし、幅員についても余裕のあるものとする。また、安全でわかりやすい避難動線に配慮する。
- ④エレベーターは、常用についてはすべて車椅子仕様とし、各施設の適切な位置に適切な数を分散配置する。また、実験機器等の搬入等を考慮し、人荷用を各施設の適切な位置に適切な数を分散配置する。
- ⑤トイレは、各施設の適切な位置に適切な数を分散配置する。身障者用トイレについても、各施設の適切な位置に適切な数を分散配置する。
- ⑥湯沸室は、流し台をBL製品A-1型、L=1,800程度とし、吊り戸棚（BL製品A-1型）、ステンレス製水切だな付きとする。
- ⑦給水機は車椅子対応型とし、ホール等の適切な位置に設置すること。
- ⑧施設内に、教員・学生間、学科間の交流を図ることができるような、敷地の地理的環境を生かした憩いのスペースを設けること。

### (3)外構計画

外構計画については、海辺ニュータウン地区の地区計画や街づくりデザイン計画等に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、緑豊かな潤いのあるキャンパス計画とする。

- 緑被率、空地率については、敷地全体が緑豊かな環境となるようバランスよく配置し、緑被率については30%以上、空地率については40%以上確保する。
- 防風、防潮対策として、常緑樹の高木を敷地境界沿いに列樹する。
- 樹木の種類については、耐潮性と風に対する強さを考慮し、常緑樹の中でも照葉樹と呼ばれる比較的肉厚のある濃緑の樹種とする。
- 図書館など静かな落ち着いた環境を必要とする施設の周囲には、積極的に植栽をする。
- 駐車場の周囲等、殺風景になりがちな空間にも、積極的に植栽をする。
- グラウンドは、公式のソフトボール場1面、テニスコート2面を確保できる配置、面積とすること。ソフトボール場の内野は人工砂敷き、テニスコートは砂入り人工芝とする。
- グラウンドの形状、面積を考慮し、必要な数の自動散水装置を設けること。
- 学外及び学内施設の安全性を考慮し、バックネット、フェンスを設置すること。
- テニスコートは夜間にも使用できるように照明設備を設けること。
- 敷地出入口部に、高さ10m程度の旗竿（4本設置）を設けること。

### (4)仕上計画

仕上計画については、海辺ニュータウン地区の地区計画や街づくりデザイン計画等に配慮し、周辺環境との調和を図るとともに、海に近い立地条件には特に配慮し、塩害対策を十分に講じるものとする。維持管理についても配慮し、清掃しやすく管理しやすい施設とする。また、潤いと風格のあるキャンパスにふさわしい外観を目指す。

### (5)サイン計画

サインについては、適切な位置に、耐久性のある素材でわかりやすい表示を行うこと。



屋根	仕 上
屋根（一般部） （図書館） （講堂） （体育館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A 防水(断熱工法)+(7)30 硬質 FP 板+(7)0.15 ㎜ リフレクシート+(7)80 C 金ゴテ押え(AI-1 工法)</li> <li>・ A 防水(断熱工法)+(7)30 硬質 FP 板+(7)0.15 ㎜ リフレクシート+(7)80 C 金ゴテ押え(AI-1 工法)</li> <li>・ A 防水(断熱工法)+(7)30 硬質 FP 板+(7)0.15 ㎜ リフレクシート+(7)80 C 金ゴテ押え(AI-1 工法)</li> <li>・ (7)25 高圧木毛セメント板+アスファルトフイック 22kg+(7)15 発泡ウレタン+(7)0.8-22Cr 系 SUS 鋼板(フラット工法)+F(BE)-M</li> </ul>
外壁	
外壁（一般部） （図書館） （講堂） （体育館）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 板磁器質タイル打込み、一部コンクリート化粧打放し+フッソ樹脂塗料塗装</li> <li>・ 板磁器質タイル打込み、一部コンクリート化粧打放し+フッソ樹脂塗料塗装</li> <li>・ 板磁器質タイル打込み、一部コンクリート化粧打放し+フッソ樹脂塗料塗装</li> <li>・ 板磁器質タイル打込み、一部コンクリート化粧打放し+フッソ樹脂塗料塗装</li> </ul>
外構	
交流プラザ テニスコート ソフトボール場 グラウンド 構内道路 搬入ヤード・サービスタイド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターロッキング</li> <li>・ アスファルト舗装+砂入り人工芝</li> <li>・ (内野)砂利+山砂+混合土+化粧砂</li> <li>・ (外野)砂利+山砂+混合土+芝貼り</li> <li>・ 芝貼り</li> <li>・ アスファルト舗装</li> <li>・ アスファルト舗装</li> </ul>
外部建具	
一般部 カーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルミサッシ+焼付フッソ樹脂塗料塗装</li> <li>・ アルミカーテンウォール+焼付フッソ樹脂塗料塗装</li> </ul>

室名	床	壁	天井	備考
学長室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
副学長室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
学部長室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
学科長室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
事務局長室	タイルカーペット	クロス	岩綿吸音板	
大会議室	タイルカーペット	クロス	岩綿吸音板	
中会議室	タイルカーペット	クロス	岩綿吸音板	
小会議室	タイルカーペット	クロス	岩綿吸音板	
応接室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
特別応接室	カーペット	クロス	岩綿吸音板	
事務室	タイルカーペット (OA707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
医務室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
保安室	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
中央監視室	タイルカーペット (OA707- H=300)	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
委託員控室	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
電話交換機室	タイルカーペット (OA707- H=300)	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
機械室	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスワルフトン貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスワルフトン貼	
CPU室	タイルカーペット (OA707- H=300)	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
金庫室	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
食堂	磁気質タイル	コンクリート化粧打放し	岩綿吸音板	

室名	床	壁	天井	備考
厨房	ウレタン塗膜防水	半磁気質タイル	岩綿セメントケイ酸カルシウム板	
売店	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
クラブ室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	石膏ボード 塗装仕上	
自治会室・集会室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
ロッカー室	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
学生相談室・資料室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
資料室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
共用スペース				
(ホール・廊下・ 階段等)	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
(WC)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(湯沸室)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(倉庫)	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
(設備スペース)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウール貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウール貼	

室名	床	壁	天井	備考
40人教室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
80人教室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
100人教室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
220人教室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
ゼミ室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
研究室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
助手室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
小会議室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
非常勤控室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
情報実習室	ビニールシート (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
L L教室	ビニールシート (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
視聴覚室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
共用スペース				
(ホール・廊下・ 階段等)	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
(WC)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(湯沸室)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(倉庫)	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
(設備スペース)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウレタン貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウレタン貼	

室名	床	壁	天井	備考
基礎看護実習室 A	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎看護実習室 B	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎看護実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎看護実習機材室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
洗髪室	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	岩綿セメントケイ酸カルシウム 板塗装仕上	
汚物処理室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
小児・母性看護 実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
小児・母性看護実習 準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
小児・母性看護実習 機材室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
地域看護実習室 A	ビニールシート、一 部畳敷き	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
地域看護実習室 B	ビニールシート、一 部畳敷き	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
地域看護実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習室A (レク室)	コルク敷き	有孔シナ合板(グラスウ ール充填)塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習準備室A	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
標本室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
看護共同研究室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
看護共同研究準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	

室名	床	壁	天井	備考
動物舎	エポキシ樹脂塗り床	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実験室A	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実験準備室A	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
生理学実験室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
生理学実験準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
微生物実験室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
微生物実験準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
微生物実験無菌室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
理化学実験室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
理化学実験準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
精密機器室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
電子顕微鏡室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
食品加工実習室	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
食品加工実習準備室	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
調理実習室A	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
調理実習準備室A	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
調理実習評価室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習室B	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習準備室B	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	

室名	床	壁	天井	備考
多目的実験室B	ビニルシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的準備室B	ビニルシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
集団給食実習室	ウレタン塗膜防水	磁気質タイル	石綿セメントケイ酸カルシウム 板 塗装仕上	
実習食堂	ビニルシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
集団給食実習準備室	ビニルシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
更衣室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
食品庫	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
一時ゴミ置場	防塵塗装	ｺﾝｸﾘｰﾄ化粧打放し	ｺﾝｸﾘｰﾄ化粧打放し	
標本室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
栄養共同研究室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
栄養共同研究準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
恒温恒湿室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
低温室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
無菌室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	

室名	床	壁	天井	備考
現場実習指導室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
視聴覚教材作成室	タイルカーペット (OA707- H=300)	化粧ガラスカーペット	岩綿吸音板	
社会福祉援助技術 実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
社会福祉援助技術 実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
福祉相談実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
福祉個別相談実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
福祉相談演習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
レクリエーション 指導法演習室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
レクリエーション 指導法演習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
介護技術演習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
介護準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
入浴実習室	磁器質タイル	磁器質タイル	石綿セメントケイ酸カルシウム 板塗装仕上	
更衣室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	石膏ボード 塗装仕上	
シャワー室	磁器質タイル	磁器質タイル	石綿セメントケイ酸カルシウム 板塗装仕上	
家政実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習室C	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
多目的実習室D (スタジオ)	タイルカーペット (OA707- H=300)	化粧ガラスカーペット	岩綿吸音板	
社会福祉視聴覚 準備室	タイルカーペット (OA707- H=300)	化粧ガラスカーペット	岩綿吸音板	
福祉共同研究室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
福祉共同研究準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
調理実習室B	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
調理実習準備室B	ウレタン塗膜防水	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	



室名	床	壁	天井	備考
基礎作業 実習室A	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎作業 実習室B	ビニールシート 一部、磁器質タイル	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎作業実習準備室 A・B	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
水治療法実習室	磁器質タイル	磁器質タイル	石綿セメントケイ酸カルシウム板 塗装仕上	
義肢装具室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
義肢装具準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
作業治療学実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
作業治療学実習準備 室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
作業療法評価 実習室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
作業療法評価実習準備 室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
行動分析実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
行動分析実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
地域リハビリテーション 実習室	ビニールシート 一部、畳敷き 一部、フローリング	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
地域リハビリテーション実習 準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
職業リハビリテーション 実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
職業リハビリテーション実習 準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
リハビリテーション 共同研究室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
リハビリテーション共同研究 準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
運動療法室	フローリング	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
運動療法準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	

室名	床	壁	天井	備考
運動学実習室	フローリング	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
運動学実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎医学実習室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
基礎医学実習準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
物理療法室	ビニールシート 一部、磁器質タイル	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
物理療法準備室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
運動生理学研究室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
共用スペース 〈実験・実習室部門 共通〉				
(ホール・廊下・ 階段等)	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
(WC)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(湯沸室)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(倉庫)	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
(設備スペース)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウールトン貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウールトン貼	



室名	床	壁	天井	備考
事務室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
館長室	タイルカーペット	石膏ボード塗装仕上	岩綿吸音板	
荷捌室	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
開架書庫	タイルカーペット	石膏ボード塗装仕上 一部、天然木練付合板	岩綿吸音板	
閉架書庫	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
閲覧スペース	タイルカーペット	石膏ボード塗装仕上 一部、天然木練付合板	岩綿吸音板	
AVコーナー	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード塗装仕上 一部、天然木練付合板	岩綿吸音板	
情報自習室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード塗装仕上	岩綿吸音板	
グループ研究室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
個人ブース	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
対面読書室	タイルカーペット	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
共用スペース				
(ホール・廊下・ 階段等)	タイルカーペット 一部ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
(WC)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(湯沸室)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(倉庫)	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
(設備スペース)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウールトン貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウールトン貼	

室名	床	壁	天井	備考
アリーナ	フローリング	コンクリート化粧打放し塗装仕上 一部、有孔天然木練付合板	岩綿吸音板	
トレーニング室	フローリング	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
教員室	タイルカーペット (OA 707- H=100)	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
器具室	防塵塗装	コンクリート打放し	コンクリート打放し	
更衣室・シャワー室 (男・女)	ビニールシート 一部、磁器質タイル	石膏ボード塗装仕上 一部、磁器質タイル	石膏ボード塗装仕上 一部、耐水石膏ボード塗装仕上	
共用スペース				
(ホール・廊下・ 階段等)	ビニールシート	石膏ボード 塗装仕上	岩綿吸音板	
(WC)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(湯沸室)	ビニールシート	耐水石膏ボード 塗装仕上	耐水石膏ボード 塗装仕上	
(倉庫)	ビニールタイル	石膏ボード 塗装仕上	化粧石膏ボード	
(設備スペース)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウール付貼	コンクリート化粧打放し 一部、ガラスウール付貼	
(ランニングコー ス)	防塵塗装	コンクリート化粧打放し塗装仕上	岩綿吸音板	

(5)設備仕様書

I. 一般事項

1. 設計人数

- ・ 設計対象人員 1,200人
- ・ 外来見込人数 60人

2. 耐震対策

- ・ 地震対策を耐震工法により行う場合は下記による。
- ・ 水槽及び冷却塔の耐震強度は下表による。

設計用標準水平震度

	受水槽	高架水槽	冷却塔
最上階・屋上・塔屋	/	2.0	2.0
地階・1階	1.5	/	1.0

設計用標準鉛直震度は設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。

- ・ 地域係数 1.0
- ・ 配管はすべて耐震支持を行う。
- ・ 局部震度法による設備機材の取付強度計算に用いる設計標準水平震度は下表による。

	全ての機材
上層階・屋上・塔屋	2.0
中間階	1.5
1階・地階	1.5

・ 上層階の定義

6階建て以下の場合は最上階

7～9階建ての場合は上層2階

設計用標準鉛直震度は設計用水平地震力に1/2を乗じたものとする。

3. 各室の設計条件

- ・ 配布資料「諸室関係資料」(以下「諸室資料」という。)を参考に様式 23 「諸室チェックリスト」の提案によるものとする。

4. 関係機関との打合わせ事項:

- ・ 配布資料「設計・建設条件」による。

5. インフラ整備状況:

- ・ 配布資料「設計・建設条件」による。

6. 塩害対策

- ・ 屋外に設置する機器類は重耐塩仕様とし、架台類はステンレス製、または溶融亜鉛メッキ塗装とする。
- ・ 外気導入によって室内に持ち込まれる海塩粒子の影響で、実験計測機器等に支障のないよう適切な措置を講ずる。

## 7. 建物管理方式

- ・適切な管理が行われる方式とする。尚、警備は24時間行う。

## 8. 適用基準等

- ・機械設備工事共通仕様書及び同標準図 平成9年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）但し、次に掲げるものを適用しない。
  - 1) 第1編第1章第7節
  - 2) 第2編第5章関連工事のうちの「建築工事共通仕様書による」という記述の部分。
  - 3) 第3編第1章第1節から同章第11節、第4編第1章第1節から同章第2節及び第5編第1章第2節から同章第5節のうち、製造者の標準仕様と異なる部分。
- ・電気設備工事共通仕様書及び同標準図 平成9年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）但し、次に掲げるものを適用しない。
  - 1) 第1編第1章第7節
  - 2) 第1編第2章第1節仮設工事のうちの「建築工事共通仕様書による」という記述の部分。
- ・建築設備設計基準・同要領 平成10年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）
- ・建築設備耐震設計・施工指針 1997年版（建設省住宅局建築指導課監修）
- ・昇降機耐震設計・施工指針 1998年版（財団法人日本建築センター編集）
- ・建築設備の耐震に関する施工標準 平成9年4月1日（神奈川県都市部建築設備課）
- ・設備機材等評価名簿（電気設備機材・機械設備機材）平成11年度版（建設大臣官房官庁営繕部監修）

## 9. 施工

### (1) 一般事項

- ・更新性・メンテナンス性を考慮したものとする。
- ・主要機器は原則として屋内設置とする。
- ・オゾン層破壊物質を使用する機器は原則として採用しない。
- ・耐震仕様は項目6耐震対策による。また、風水害、高潮、落雷、断水停電、大火などの災害を考慮して計画する。
- ・施工にあたっては、横須賀市に対して環境関係法令上の申請届出を適宜行うこと。また、「環境配慮書」（神奈川県生活環境の保全等に関する条例）の提出を工事前に行うこと。

### (2) 電気設備

- ・「エコマテリアルケーブル」を使用すること。
- ・受変電設備、自家発電設備及び静止型発電設備等主要機器は、屋内配置とする。
- ・コンクリート打込部のVEボックスの使用は不可とする。
- ・長さ1m以上の電線を入線しない管路には、1.2 mm以上のビニル被覆電線を挿入する。
- ・合成樹脂製可とう電線管はPF管（一重管）とし、太さは原則として(22)以下とする。
- ・隠蔽部に設けるプルボックスのふたで一辺の長さが800mmを越えるものは原則とし

として、両引きスライド式とする。

- ・タンプラースイッチ及びコンセント(一般用2P15 A)は連用形とする。ただし2口コンセントの場合は複式を使用しても良い。
- ・特殊形式のコンセントには、プラグを附属させる。
- ・分電盤等に絶縁測定用端子座を設ける。
- ・高圧ケーブルを屋外端末処理する場合はプレハブ形耐塩端末処理材を使用する。

(3)機械設備

- ・ 外部から建物への導入部分並びにエキスパンション部分をまたがる配管等については耐震性を考慮して有効なフレキシブル継手を設ける。
- ・ 主要熱源機器とその周辺機器、ブロック別の空気調和機、厨房用空調換気機器、送排風機等は、屋内設置とする。また、原則として便所、厨房等の水を使用する室の下階には電気室・発電機室・中央監視室等水損のおそれのある室を計画しない。
- ・ 施工にあたり下記の技能士を指定する。
  - 1)冷凍空気調和機器施工
  - 2)熱絶縁施工
  - 3)配管施工
- ・ 建物内土間配管は(排水管以外)原則として行わない。



## II 電気設備

### 1. 電灯設備

各室・共用部等に設ける照明器具、コンセント等の設置及び配線工事、幹線配線工事を行う。

- (1) 照度条件:配布資料「諸室資料」に記載の照度を参考に原則として設定する他 JIS-Z-9110-89 による。
- (2) 照明器具:HF 型蛍光灯器具を原則とする。埋め込み型を原則とし、部屋の機能に応じグレアカットルーバー等を付加する。保守が行いやすい場所に設置することを原則とし、高所に設置する物については、電動昇降装置・点検用歩廊等により保守が行いやすい方式とする。
- (3) 調光:配布資料「諸室資料」に特記する部屋を参考に調光装置を設置する。調光は 0～100%の連続調光とし、その室の基本となる器具を調光する事を原則とする。
- (4) 非常照明:バッテリー別置き型を原則とし、関連法規に基づき設置する。
- (5) 誘導灯:バッテリー内蔵型を原則とし、関連法規に基づき設置する。
- (6) 分電盤:共用部に EPS を設け設置する事を原則とする。尚各実験室・実習室等の実験機器用電源及び OA フロア採用室の情報機器用電源は各室内もしくは準備室内に専用分電盤を各々設け給電する。各室の電気容量は部屋用途・備品内容等から選定する。但し実験室・実習室等は将来への拡張性に配慮し、予備回路を設ける。
- (7) 実験・実習用電源:上記に定める分電盤より、別紙備品リストに定める機器等に電源を供給する。又室内一般用のコンセントも適宜設置する。コンセントは全てアース付とし、使用機器用の他、単相 200V コンセント 2 回路(2 箇所)を各実験・実習室に設ける。
- (8) 点滅方式:共用分の照明は、中央監視室等から一元管理できる方式とする。体育館の照明は使い勝手にあわせてパターン点滅を可能とする。
- (9) 外灯:施設外構部分に外灯を設置する、なお太陽光発電装置による外灯等も採用する。外灯は自動点滅が可能な方式とする。
- (10) テニスコートに 700 ルクス程度の夜間照明設備を設ける。
- (11) 計量区分:厨房・売店は単独計量とする。又自動販売機も計量出来る様にする。
- (12) 実験機器用専用接地を必要に応じて設ける。
- (13) 電灯用分電盤には、「電灯分電盤用協約形配線用遮断器」を採用する。

### 2. 動力設備

各空調機、ポンプ類等動力機器の制御盤の製作・配管配線・幹線配線等を行う。

- (1) 動力制御盤:原則として機械室内に設置する。各実験室・実習室等の実験機器用電源及び CPU 室等の情報関係電源の供給にあたっては、その室内もしくは準備室内に動力盤をそれぞれ設け、機器に給電する。各室の電気容量は部屋用途・備品内容等から選定する。
- (2) 実験・実習用電源:上記に定める動力盤より、別紙備品リストに定める機器等に電源を供給する。コンセントは全てアース付とし、使用機器用の他、3 相 200V コンセント 2 回路(2 箇所)を各実験・実習室に設ける。
- (3) 計量区分:厨房・売店は単独計量とする。
- (4) 力率改善:動力盤内に低圧力率改善用コンデンサーを設ける。

### 3. 受変電設備

東京電力より高圧にて受電し、使用電圧へ降圧し送電する。電気室は、施設内の送電に適する場所に設け、室内には将来の低圧配電盤の増設スペースを確保する。

- (1) 受電方式: 業務用電力 6600V 50Hz
- (2) 形式: CB-3 型標準受変電設備とし、高圧盤の形式は CW 型とする。低圧配電盤は点検中通路を設ける。
- (3) 力率調整: サイクリック制御による自動力率調整装置を設ける。
- (4) 制御監視: 中央監視室にて状態の監視が行える方式とすると同時に、遠方制御が可能な方式とする。

### 4. 静止形電源設備

非常照明・受変電設備の制御用電源として直流電源装置を設ける。又、学内コンピュータの停電時補償用に無停電電源装置を設ける。

- (1) 蓄電池: 両装置とも MSE 形とする
- (2) 停電補償時間: 両装置とも 10 分間とし、非常用発電機併用とする。
- (3) 直流電源設備容量: 関連法規によると共に、受変電設備の制御を行える容量とする。

### 5. 自家発電設備

各関連法規の予備電源装置として設けると共に、施設内の重要負荷への停電時送電用として設備する。

- (1) 形式: 関連法規を満たす機器を選定する。
- (2) 原動機: 500KVA 未満はディーゼルエンジン（冷却方式はラジエータ方式による）とし、500KVA 以上はガスタービンエンジンとする。又エンジンは長時間運転可能型とする。
- (3) 燃料備蓄量: 10 時間以上連続して運転が可能な燃料を施設内に蓄えられる方式とする。
- (4) 騒音: 煙道出口 1m において 75dB 以下とし、その他関連法規を満たす方式とする。
- (5) 対象負荷: 関連法規を満たすと共に、以下の設備に送電可能とする。  
エレベータ・給排水ポンプ類・前記 4 に記載する無停電電源設備・中央監視室及び事務室等の運用上必要な部屋の照明とコンセント・動物実験室・動物実験準備室・動物舎・恒温恒湿室・低温室・無菌室・各実験室及び準備室に設置されるインキュベーター等

### 6. 避雷設備

建築基準法に基づき設備する。

## 7・構内交換設備

施設用電話交換機を設備すると共に、館内各所の電話機の取り付け、配管配線等を行う。

- (1) 中継方式:ダイヤルイン方式
- (2) 電話器設置箇所:配布資料「諸室資料」を参考に設置する。
- (3) 交換機仕様:電子交換機とし、構内 PHS(将来設置)・FAX メール・ヴォイスメール(いずれも将来設置)が導入可能な機種とする。局線は、アナログ・ISDN64・ISDN1500等が利用可能なように各専用パッケージを実装する。停電時対応用に蓄電池設備を設け、補償時間は30分間以上とする。夜間転送機能、料金課金機能を付加する。又、標準の保守コンソールを設置する。
- (4) 2次側配線:配管配線を原則とする。電話器を実装するところはもとより、実装しない場合もモジュージャックを取り付け、配線を付設する。
- (5) 端子盤:EPS内設置を原則とする。事務室等多くの電話器を設置する場所に関しては室内に端子盤を設置する。端子盤は、盤内にセパレータを設け、他の通信設備と共用することが出来る。
- (6) 電話機仕様:複数局線を受け入れる部屋(事務室、保安室等)は多機能電話機・他はアナログ電話機とする。

## 8. 構内情報配管設備

LANが導入可能なように、幹線布設用ケーブルラック・2次側配管を布設する。O A床(2重床)以外の諸室の接続用モジュージャックは各室の面積あたり30～40㎡に1口を設けることとし、配管・ボックス等を設備する。

OA 707設置想定:CPU室、事務室、電話交換機室、中央監視室、情報実習室、L L教室、視聴覚室、ゼミ室、研究室、助手室、視聴覚教材作成室、多目的実習室D、社会福祉視聴覚準備室、図書館事務室、AVコーナー、情報自習室、講堂調整室、通訳ブース、体育館教員室

端末等の設置想定:配布資料「諸室資料」を参考に設置する。

## 9. 電気時計設備

親時計を事務室に設置し、施設内要所に子時計を設置する。

- (1) 子時計設置箇所:室内は配布資料「諸室資料」を参考に設置する。又外構部分にも適宜設置する。
- (2) 付帯機能:チャイムユニットを付帯し、制御用のプログラムタイマー機能を持つ。
- (3) 子時計仕様:十分な視認性のある子時計を選定する。

## 10. 拡声設備

消防法に定める非常放送及び業務放送兼用設備とし設置する。

- (1) アンプ仕様:関係法規に定める内容と共に以下の機器を付帯する。カセットテープレコーダ・CDプレーヤ・ラジオチューナー等。
- (2) リモートマイクロホン:事務室及び保安室に設置
- (3) スピーカー等:天井埋め込み型を原則とし、部屋単位に壁つき音量調整器を設ける。設置箇所は、関係法規による。又屋外(グランド等含む)にも設置する。
- (4) 講堂等の単独放送設備を設置する。

## 11. 表示設備

### 1) 情報表示設備

学内の要所に学事情報伝達用の電子式掲示板を設ける。

(1) 設置個所: 施設内各所に設ける学事掲示板と共に計画する。

(2) 情報伝達方式: 事務室から遠隔で表示できる方式とする。

### 2) 身障者トイレ

各身障者トイレ内に警報用押し釦を設置し、表示を事務室及び保安室に行う。

設置個所: 施設内の各身障者トイレ内に押し釦、その出入り口周辺に現場表示灯・復旧ボタンを設置する。又事務室及び保安室に窓表示型の表示装置を設置する。

## 12. インターホン設備

保守用及び夜間受付用として設備する。

(1) 保守用インターホン設置個所: 中央監視室・電気室・発電機室・各機械室・EPS等に設置する。

(2) 夜間受付用インターホン: 夜間出入り口と保安室間の通話用に設置する。テレビカメラ付とする。

## 13. テレビ共同受信設備

各種テレビ・ラジオアンテナを設置し、施設内の直列ユニット設置及びその間の配線を布設する。又将来CATVが引き込める方式とする。

(1) 設置アンテナ種別: UHF・VHF・FM・AM・BSの各アンテナを設置する。又CSアンテナに関しても対応可能な計画とする。

(2) 直列ユニット設置場所: 配布資料「諸室資料」を参考に設置する。

(3) 機器: 双方向型とする。

## 14. 火災報知設備・防火防排煙設備

関係法規に基づき設置する。中央監視室に主受信器を設置し、事務室・保安室に副受信機を設置する。

(1) 受信機: GR型受信機。自動診断機能付きとする。

(2) 感知器: 関係法規により設置し、保守が行いやすい場所に設置する。

(3) ガス漏れ感知器: ガス使用場所に設置し、中央監視室で監視できる方式とする。

## 15. テレビ電波障害防除設備

本施設建設に伴うテレビ電波障害が近隣に発生した場合は、本工事にてテレビ電波障害防除設備を設ける。

(1) 調査: 設計時に現地調査を実施し、受信レベル・受像画質等の報告書を作成し提出する。中間調査・事後調査を実施する。

(2) 障害範囲の想定図の提出: 提案内容に即した電波障害範囲の予想図を提出する。

#### 16・監視カメラ設備

施設の主要な建物の出入り口の管理を目的に監視カメラ装置を設備する。

- (1)カメラ設置箇所:建物への主たる出入り口。
- (2)モニター設備箇所:保安室にモニター装置・カメラ制御装置を設備する。

#### 17. 駐車場管制設備

駐車場管制設備については車両検知方式、管制機能、カーゲートの有無、発券機の有無及び車路管制盤の設置場所など必要に応じて計画する。

#### 18. 防犯設備

原則として施設全体に機械警備設備を設置する。

#### 19. 構内配電線路設備

電力の引き込み及び外構に供する配管配線・ハンドホールの設置等を行う。

引き込み位置:別紙敷地周囲概況図に記載の位置から地中引き込みが可能である。工  
用仮設電力の引き込み位置も原則として同じ位置とし、変更する場合は  
関係機関と協議の上実施する。将来の変更に対応可能な配管計画とし、  
屋外配管については地盤沈下に対して十分な配慮を行う。

#### 20. 構内通信線路設備

電話回線の引き込み、外構に共する通信設備の配管配線・ハンドホールの設置等を行う。

引き込み位置:別紙敷地周囲概況図に記載の位置から地中引き込みが可能である。工  
用仮設電話の引き込み位置も原則として同じ位置とし、変更する場合は  
関係機関と協議の上実施する。将来の変更に対応可能な配管計画とし、  
屋外配管については地盤沈下に対して十分な配慮を行う。

#### 21. 映像・音響設備

講義室・講堂・会議室・図書館等に映像音響装置を設備する。

- (1)設置対象室:配布資料「諸室資料」を参考に設置する。
- (2)システム概要:配布資料「諸室資料」を参考に設置する。

## 22. エレベータ設備

エレベーターは、各施設に適切な数を適切な位置に分散配置する。

エレベータは複数台を設置する。全て車椅子仕様(13人乗り以上)とし、看護学科が属する棟に設置するものは寝台用(15人乗り)とする。中央監視室に運行監視盤を設置する。エレベータ用インターホンを中央監視室及び保安室に設置する。

(1)機能仕様：身障者対応。停電時自動着床・地震・火災・自家発管制装置付。

(2)扉幅：W=900以上とし、両開きとする。

### Ⅲ 機械設備

#### 1. 空調設備

##### (1) 一般事項

- ・ オゾン層の破壊防止、地球温暖化防止のため、原則としてフロンガスを使用するシステムは採用しない。

##### (2) 対象室名

- ・ 配布資料「諸室資料」を参考に設定する。

##### (3) 設計温湿度条件

###### ・ 外気条件

夏季 32.3℃ DB 63%RH

冬季 0.6℃ DB 38%RH

###### ・ 室内条件 一般系統

夏季 26.0℃ DB 50%RH

冬季 24.0℃ DB 40%RH

- ・ その他の特殊条件は、配布資料「諸室資料」を参考にすること。

##### (3) 主熱媒

- ・ 水とする。

##### (4) 主燃料

- ・ 都市ガスとする。

##### (5) 省エネ措置

- ・ 環境に配慮した建築を目指し、LCCO<sub>2</sub>削減のための計画を行う。

##### (6) 冷温主熱源機器

- ・ 直焚吸収式冷温水機とする。

#### 2. 換気設備

##### (1) 一般事項

- ・ 実験室等の各室のエアバランスに留意し、最適風量制御を講じる。
- ・ 塩害対策に支障がない限り、自然換気を行えるように計画する。
- ・ 外気導入に際しては適切な除塵対策を行うこと。
- ・ 腐食性ガス等の排気系統は、耐食性の高い材料を選定する。

##### (2) 対象室

- ・ 配布資料「諸室資料」を参考に設定する。

#### 3. 排煙設備

- ・ 建築基準法上、排煙が不要である場合でも、当該室の使用状況を考慮して適宜計画する。

#### 4. 自動制御設備

- ・建物管理方式との整合性をとると共に、ビルマネジメントシステム(BMS)の導入を計画する。尚、データ入力の本工事に含むものとする。  
各室の温湿度の監視制御、空調機、ファンの発停・状態監視を中央監視設備で行えること。  
夜間においては、警備員などが保安室などで警報を受けることが出来るようにするものとする。

#### 5. 衛生器具設備

##### (1)一般事項

- ・原則として下記の代表的な器具仕様の例示を基に選定する。
- ・室の使用状況、内装仕様の程度によって適宜選定する。
- ・清掃等維持管理を十分考慮して選定する。
- ・身障者用大便器は洗浄便座とする。

##### (2)衛生器具の形式:

- ・原則として下記の代表的な器具仕様の例示を基に選定する。

##### 代表的な器具仕様

洋風大便器	C1110 相当 (節水型 FV、その他付属品一式)
和風大便器	C311R 相当 (節水型 FV、掃除口付、その他付属品一式)
小便器	U312R 相当 (一体型個別感知 FV、その他付属品一式)
洗面器	L 510 相当 (カウンター式、節水型自動水栓、その他付属品一式)
車いす用大便器	C1112 相当 (洗浄機能付暖房便座、リモコン式 FV、その他付属品一式)
車いす用小便器	U322R 相当 (一体型個別感知 FV、その他付属品一式)
車いす用洗面器	L 511 相当 (節水型自動水栓、その他付属品一式)

##### (3)節水対策

- ・原則として下記の方式等を採用する。  
節水型大便器  
感知フラッシュバルブ小便器洗浄方式  
擬音装置(女子)  
節水コマ

#### 6. 給水設備

##### (1)一般事項

- ・給水負荷については、実験・実習施設の規模を考慮し、時系列変化と最大負荷に留意して仕様を決定する。
- ・受水槽は2槽式とする。
- ・水槽には感震遮断弁を設ける。水道引き込み本管に直結水栓を設ける。

##### (2)供給箇所



- ・ 配布資料「諸室資料」を参考に設定する。

### (3)計量区分

- ・ 下記の使用量を遠隔計量する。
  - 施設全体使用量
  - 食堂厨房使用量
  - 冷却塔使用量

## 7. 排水設備

### (1)排水方式

- ・ 汚水雑排水は屋内分流・屋外合流とする。
- ・ 屋外排水の雨水と汚水は別系統とする。

### (2)計量区分

- ・ 下記の使用量を計量する。
  - 湧水量

## 8. 給湯設備

### (1)一般事項

- ・ 給湯負荷については、実験・実習施設の規模を考慮し、時系列変化と最大負荷に留意して仕様を決定する。

### (2)供給箇所

- ・ 配布資料「諸室資料」を参考に設定する。

### (3)給湯方式

- ・ 方式の選定にあたっては、配布資料「諸室資料」を参考に計画する。
- ・ 局所式及び中央式の機器仕様については室の利用形態を適切に判断し選択する。

### (4)燃料等

- ・ 都市ガス及び電気とする。

### (5)熱源機器(中央式)

- ・ 無圧式(真空式)温水発生器

### (6)配管・循環方式(中央式)

- ・ 強制循環複管式

## 9. 消火設備

### 一般事項

- ・ 消防法等関係法規に基づき設置する。
- ・ 室の使用状況を考慮して自主設置設備を適宜設ける。
- ・ 必要な容積の防火水槽を計画する。

## 10. 厨房設備

学生食堂についての諸条件は以下の通りとする。

### (1)利用者

- ・ 職員、学生、外来 1,260人
- (2)予定食数
  - ・ 昼食時 400食
- (3)構成メニュー
  - ・ 主菜2種類、日替わり定食、麺類、スパゲティ、カレー、副菜5種、ライス、みそ汁、デザート
- (4)調理方法
  - ・ 加工から調理まで
- (5)配膳方式
  - ・ カフェテリア(セルフサービス)方式
- (6)営業方式
  - ・ 委託
- (7)熱源の種類
  - ・ 都市ガス
- (8)器具の工事区分
  - ・ 厨房機器及び什器備品を本工事に含む。

## 11. ガス設備

- (1)ガスの種類
  - ・ 都市ガス 13A (発熱量 11,000kcal/m<sup>3</sup>)
- (2)供給箇所
  - ・ 配布資料「諸室資料」を参考に設定する。
- (3)計量区分
  - ・ 下記の使用量を遠隔計量する。
    - 施設全体使用量
    - 食堂厨房使用量
    - 冷暖房熱源機器使用量
    - 給湯熱源機器使用量
- (4)安全対策
  - ・ ガス漏れ警報器、緊急遮断弁等の設置を行い安全性を高めると共に、中央監視室においてその管理ができるようにする。

## 12. 特殊ガス設備

- (1)一般事項
  - ・ 医療ガス設備工事については「機械設備工事共通仕様書」平成3年版(厚生省保健医療局)による。
  - ・ 看護実習用などの医療ガス設備は実装とする。
- (2)種類
  - ・ 酸素、圧縮空気、吸引、窒素、水素、アセチレン
- (3)供給箇所

- ・配布資料「諸室資料」を参考に設定する。

(4)供給方式

- ・中央式

13. 雨水利用設備

(1)一般事項

- ・「排水再利用・雨水利用システム計画基準・同解説」平成3年版（建設大臣官房官庁営繕部監修）による。

(2)利用原水

- ・雨水

(3)利用用途

- ・原則として便所洗浄水、植栽散水等とする。

(4)計量区分

- ・下記の使用量を遠隔計量する。

降雨量

雨水集水量

雨水貯留量

雨水利用水量

バックアップ(上水)使用量

逆洗水量

残留塩素濃度

14. 除害設備

- ・実験排水(2次洗浄水)については中和処理を原則とする。
- ・動物飼育排水並びに感染系排水については専用排水処理を行うことを原則とする。
- ・実習室厨房を含む厨房排水については油脂分離吸着式とする。
- ・その他の除害物質については、廃棄物として別途県が委託処理を計画する。

15. 太陽熱給湯利用設備

- ・太陽熱給湯利用設備を計画する。

16. グランド散水設備

- ・グランドを対象に自動散水設備を計画する。

建築設備の耐震に関する  
施工標準

制定 平成7年4月1日

改訂 平成9年4月1日

神奈川県  
都市部建築設備課

第 1 章 総 則

第 2 章 共 通 事 項

第 3 章 電 気 設 備 工 事

第 4 章 機 械 設 備 工 事

第 5 章 耐 震 設 計 の 対 象 機 器

「 参 考 資 料 1 ～ 5 」

## 第 1 章 総則

### 第 1 節 目的

この施工標準は、建築設備工事の耐震施工に関する基本的事項について「建築設備の地震対策指針」（神奈川県都市部建築設備課）に基づき定め、耐震性の向上を図ることを目的とする。

### 第 2 節 適用

この施工標準は、原則として建築設備課で発注する全ての工事に適用する。

### 第 3 節 その他の基準等

- 1 「機械設備工事共通仕様書」  
「電気設備工事共通仕様書」  
(建設大臣官房官庁営繕部 監修)
- 2 (財)日本建築センター発行「建築設備耐震設計・施工指針」  
(建設省住宅局建築指導課 監修)
- 3 「官庁施設の総合耐震計画基準」(建設省監修)
- 4 各関係法規  
を基本的に適用する。

## 第2章 共通事項

### 第1節 耐震設計（設備機材の取付強度計算）

- 1 耐震設計は、「建築設備耐震設計・施工指針」により各機器のアンカーボルト及び架台について適正な計算を行い設計するものとする。なお、耐震設計の計算書について監督員の承諾を得た後に、アンカーボルト及び架台の製作・施工を行うものとする。
- 2 耐震設計は2階建以下の機器についても適用する。
- 3 耐震設計をすべき機器は、原則として重量が100Kgを超える機器を対象として計算書を作成することとするが、重量が100Kg以下であっても設置箇所が天井、壁、屋上、その他地震時に人身に危害を及ぼすおそれのある場合にあっては計算書を作成することとする。
- 4 耐震設計をする際の設計用標準震度（Ks）及び地域係数（Z）は、次により全ての機器に適用する。  
または重要度低減係数（I）は、全て「1」を適用する。

設置場所	設計用標準震度（Ks）
上層階屋上及び塔屋	2.0
中間階	1.5
1階及び地階	1.5

注) 上層階の定義は次のとおりとする。 6階建以下の場合是最上階、7～9階建の場合を上層2階、10～12階建の場合を上層3階、13階建以上の場合を上層4階

設計用標準震度について特記仕様書と相違のある場合は、特記仕様書を優先する。

・ 地域係数（Z） = 1

- 5 高さ60m以上の建築物については、日本建築センターによる動的解析結果を使用する。
- 6 耐震設計の対象機器は別に例示する。(第5章参照)

## 第2節 耐震施工

### 1 機器の固定

- (1) 基礎は、機器に対して十分な大きさとしコンクリート強度 $18\text{ N/mm}^2$ またはそれ以上のものを使用し、軽微なものを除きSD10 $\times$ 3 $\times$ 3@200程度の補強鉄筋を入れる。
- (2) 置基礎は原則的として使用しないものとし、基礎本体とスラブ等とを十分な強度の鉄筋で結合することとする。  
やむを得ず置基礎を使用する場合で、地震時に機器が落下する恐れがある場合は落下防止措置を講じる。
- (3) アンカーボルトについては、埋込アンカーを原則として選定する。特に、重量物については埋込アンカーとする。
- (4) 箱抜きアンカーを使用する場合は、つなぎ筋を入れ、J型アンカーボルトを引っかける方式とする。(ワインディングパイプの使用は不可とする。)また、箱抜きアンカーは、モルタル詰めが適正に行われるよう施工に注意する。
- (5) 接着系アンカーを使用する場合は、メーカー指定の方法により入念に施工する。特に、孔内清掃を十分に行うとともに硬化養生時間を充分にとることに留意する。なお、このアンカーの場合は、監督員の指示により必要に応じて引張試験を行う。
- (6) メカニカルアンカーは強度的に落ちるのでなるべく使用しないようにする。やむを得ず使用する場合はメーカー指定の方法により施工を入念に行う。なお、雌ねじ型のメカニカルアンカーは打込度合いの確認ができないため引き抜き強度が極端に落ちる恐れがあるので絶対に使用しない。



- (7) 地震時にアンカーボルト取付け部のコンクリート基礎が破壊されないように留意する。(アンカーボルトの埋設深さL、基礎辺部までの距離Cは参考資料による。)
- (8) 屋外のアンカーボルト及びナットはステンレス製とする。
- (9) 機器の据付にあたっては、基礎の不陸を調整し、機器と基礎との隙間をなくして、アンカーボルトをしっかりと締めつける。
- (10) 防振措置を行う機器には、機器に適した強度を有する耐震ストッパーを設ける。
- (11) 非常時にしか作動しない防災機器等は、必要最小限の防振措置とする。
- (12) 据付面の短辺に対して高さが3倍以上ある機器(制御盤等)は必ず頂部を固定する。
- (13) 中央監視装置のディスプレイ、プリンター、デスク、中央処理装置本体、無停電電源装置、その他置くだけの機器は地震時に移動しないようバンドや金具を使用して固定する。
- (14) 貯湯型湯沸器、床置ファンコイルユニットなどは堅固に固定する。

## 2 配管等の施工

- (1) エキспанションジョイント通過部の地震時の相対変位は  $\delta = h / 100$  (hは建物の地上高さ)として計算する。
- (2) エキспанションジョイント通過部のフレキシブルジョイントについて、管軸方向及び管直角方向の2方向に対して変位吸収の効果が上がるよう施工する。
- (3) 機器への配管接続部は、地震時の機器の揺れに対してフレキシブルジョイントの変位吸収が有効に行われるよう設置方向に注意して施工する。

- (4) 躯体への固定はインサートによることを原則とするが、やむを得ずメカニカルアンカーや樹脂系アンカーのような後施工アンカーを使用する場合は、穴の深さ、清掃、打込量、樹脂硬化時間等に充分注意する。

なお、雌ねじ型のメカニカルアンカーは打込度合いの確認ができないため引抜強度が極端に落ちる恐れがあるので原則として使用しない。

- (5) 梁貫通は、極力避ける。

### 3 改修工事における機材の固定

- (1) 機器の基礎は、コンクリート表面をよく目荒らしし、充分な本数の差筋を施して、直前に打水をしてコンクリート打設を行うものとする。配筋、アンカーボルト等は新築に準ずる。

50A以上の屋上配管の基礎も原則として前記機器の基礎に準ずることとし、防水はやり直すものとするが、止むを得ず置基礎とする場合は大きめの基礎とするなど移動による破損防止に充分注意する。

- (2) 屋上の小口径配管等も地震の揺れを考慮して充分な支持を行う。特に重要な配管には注意する。

### 第3節 表示

- 1 緊急時に操作する装置や機材には操作方法を書いた表示を行う。

固定参考例

壁に固定		
上面をフックで固定	ハンガーを掛す	止め金アングル材で固定
天井に固定		
フレームで固定	アングル材等で固定	天井からの吊下機器をフレームで囲む(フックでも可)
床に固定		
アングル材で床に固定	ワイヤーで固定	フレームで囲む

### 第3章 電気設備工事

1 次に記載する電気配管等で吊り材の長さが平均で300mm以上のものは設置階に係わらず全て支持間隔1.2mごとにA種またはB種耐震支持を行う。

- (1) 呼び径が82以上の単独配管
- (2) 周長800mm以上の金属ダクト
- (3) 幅400mm以上のケーブルラック
- (4) 幅400mm以上の集合配管
- (5) 定格電流600A以上のバスダクト
- (4) レースウェー

2 変圧器のブッシングへの接続にブスバーを使用している場合はフレキシブル導体を介して接続する。また、バスダクトの接続も同じとする。

3 機器への電気配線の接続は必要十分な余長をとる。

## 第 4 章 機械設備工事

- 1 建物への設備配管引き込み部は地震時の変位について管軸方向および管直角方向の2方向について変位吸収効果が上がるようフレキシブルな方法をとる。
- 2 機械工事における基礎の配筋は、床スラブと一体に配筋するのを原則とする。
- 3 プロパンボンベ等、ボンベ類の固定には留意する。
- 4 防災上重要な室の吹出口等はスラブ等から直接支持する。
- 5 配管の耐震支持とは、機械設備工事共通仕様書の振れ止め支持とし、その支持間隔は次による。

呼 び 径	15～40	50	65～100	125～300
分 類				
鋼管、鋳鉄管及び ステンレス鋼管	6m以下		8m以下	12m以下
ビニル管及び ポリエチレン管	6m以下		8m以下	12m以下
銅 管	6m以下		8m以下	12m以下

## 第5章 耐震設計の対象機器

第2章第1節6の耐震設計の対象機器は、下記に例示するが必要に応じて他の機器についても検討する。

### 第1節 機械設備

- 1 受水槽（架台も含む）
- 2 高置水槽（架台も含む）
- 3 消火用補給水槽（架台も含む）
- 4 汚水処理装置
- 5 ボイラー
- 6 貯湯槽（架台も含む）
- 7 膨張タンク（架台も含む）
- 8 燃料タンク（架台も含む）
- 9 吸収式冷温水機
- 10 チリングユニット
- 11 冷却塔
- 12 ポンプ類
- 13 ヘッダー類（架台も含む）
- 14 ユニット形空気調和機
- 15 パッケージ型エアコン
- 16 送風機
- 17 排煙機
- 18 天井吊りエアコン
- 19 中央監視制御盤
- 20 制御盤

## 第 2 節 電気設備

### 1 自家発電装置

ア 消音器

イ 燃料タンク (架台も含む)

ウ 減圧水槽

エ 制御盤

オ 蓄電池

### 2 変圧器

### 3 キュービクル

### 4 直流電源装置

### 5 C V C F

### 6 配電盤

### 7 動力操作盤

### 8 電話交換機

### 9 中央監視制御盤

## 第 3 節 昇降機設備

### 1 巻上機

### 2 パワーユニット

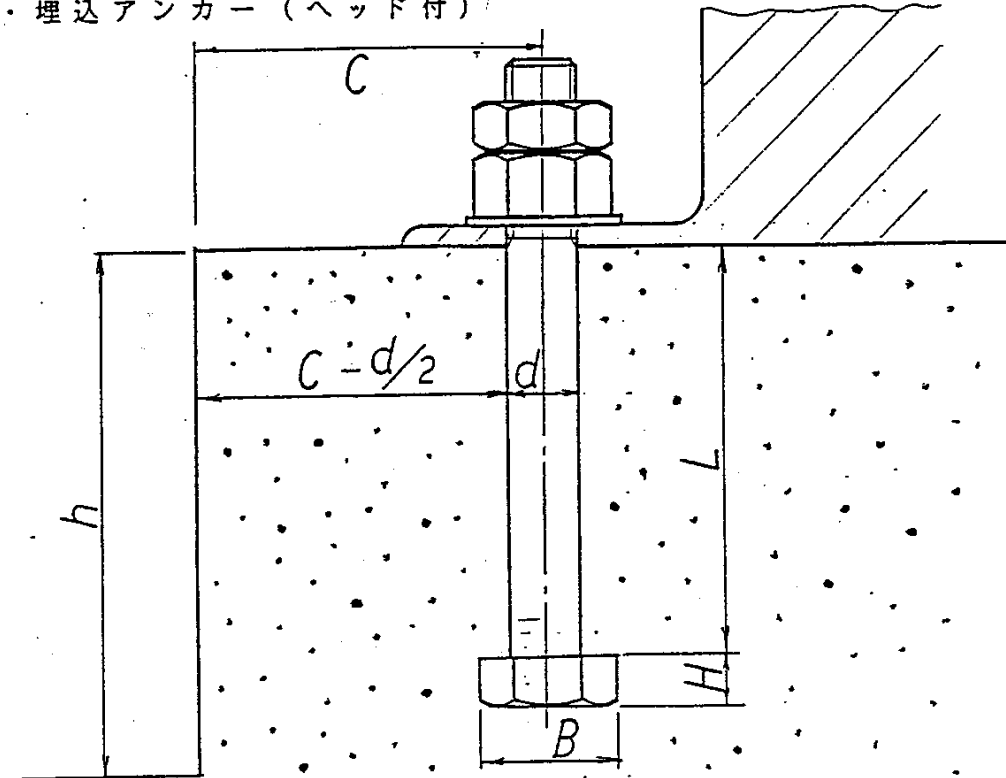
### 3 制御盤

### 4 蓄電池盤

### 5 監視盤

「参考資料 1」 (機械設備工事施工監理指針より抜粋)

・埋込アンカー (ヘッド付)



C : アンカーボルト中心から基礎辺部までの距離 (cm)

ただし、 $L + B \geq C \geq 4d$ 、かつ、 $C - d/2 \geq 5\text{cm}$ とする。

h : 基礎の盛上げ高さ (cm)

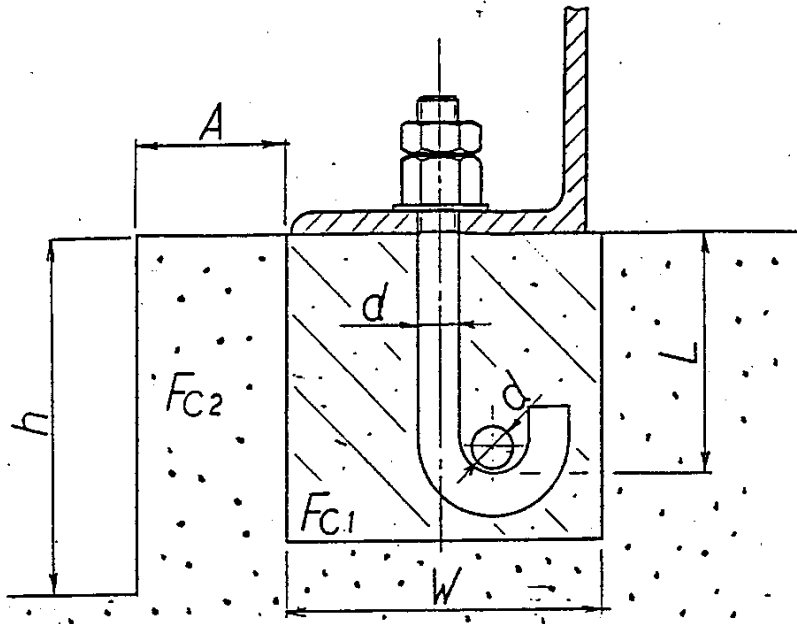
短期許容引抜き力 (kg)

ボルト径 d (呼称)	ボルトの埋込み長さ L (mm)				ボルト寸法	
	80	100	150	200	H (mm)	B (mm)
M 8	900	900	900	900	5.5	13
M 10	1400	1400	1400	1400	7	17
M 12	1490	2000	2000	2000	8	19
M 16	-	2300	3600	3600	10	24
M 20	-	-	5000	5600	13	30
M 24	-	-	5200	8100	15	36



「参考資料 2」 (機械設備工事施工監理指針より抜粋)

・箱抜きアンカー



A : 箱抜き式アンカーボルトの箱外間寸法 (cm)

ただし、 $10\text{ cm} > A \geq 5\text{ cm}$

h : 基礎の盛上げ高さ (cm)

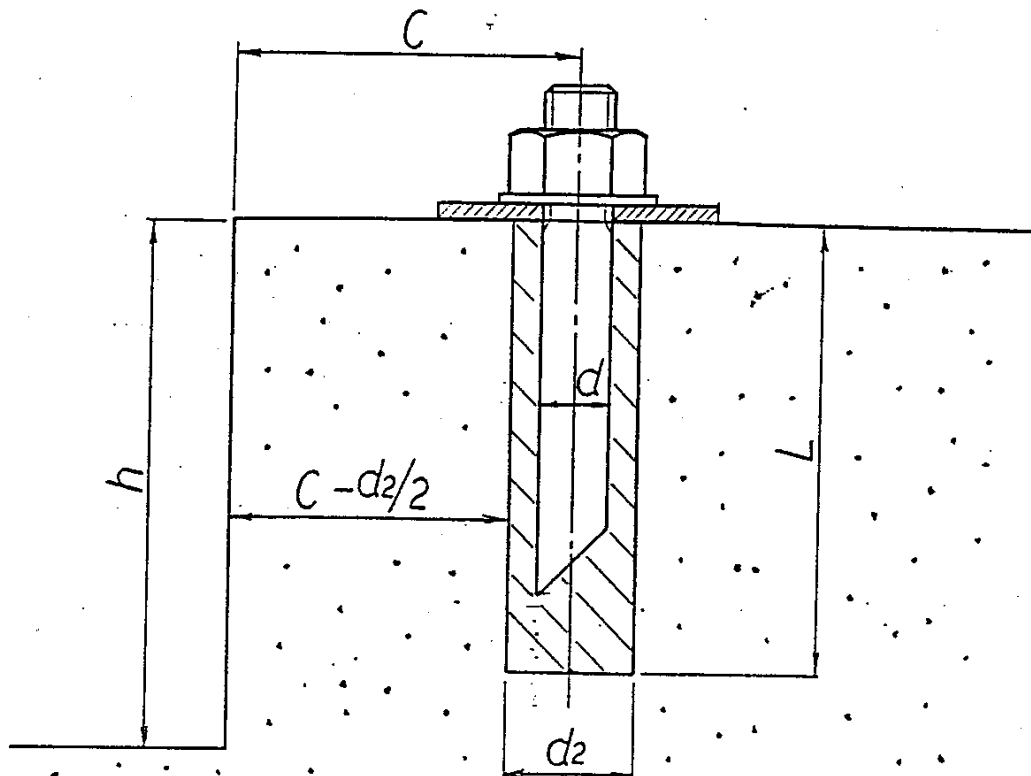
短期許容引抜き力 (kg)

ボルト径 d(呼称)	ボルトの埋込み長さ L(mm)				
	100	150	200	250	300
M 8	470	700	900	900	900
M 10	470	700	940	1170	1400
M 12	470	700	940	1170	1400
M 16	-	700	940	1170	1400
M 20	-	700	940	1170	1400
M 24	-	-	940	1170	1400

注 上図のとおりアンカーボルトが埋め込まれたとき、  
 $F_{c1} = 120\text{ kg/cm}^2$ 、 $F_{c2} = 180\text{ kg/cm}^2$ 、 $W = 100\text{ mm}$ の場合の  
 短期許容引抜き力である。

「参考資料 3」 (機械設備工事施工監理指針より抜粋)

・接着系アンカー



C : アンカーボルト中心から基礎辺部までの距離 (cm)

ただし、 $C \geq 4d$ 、かつ、 $C - d_2/2 \geq 5 \text{ cm}$ とする。

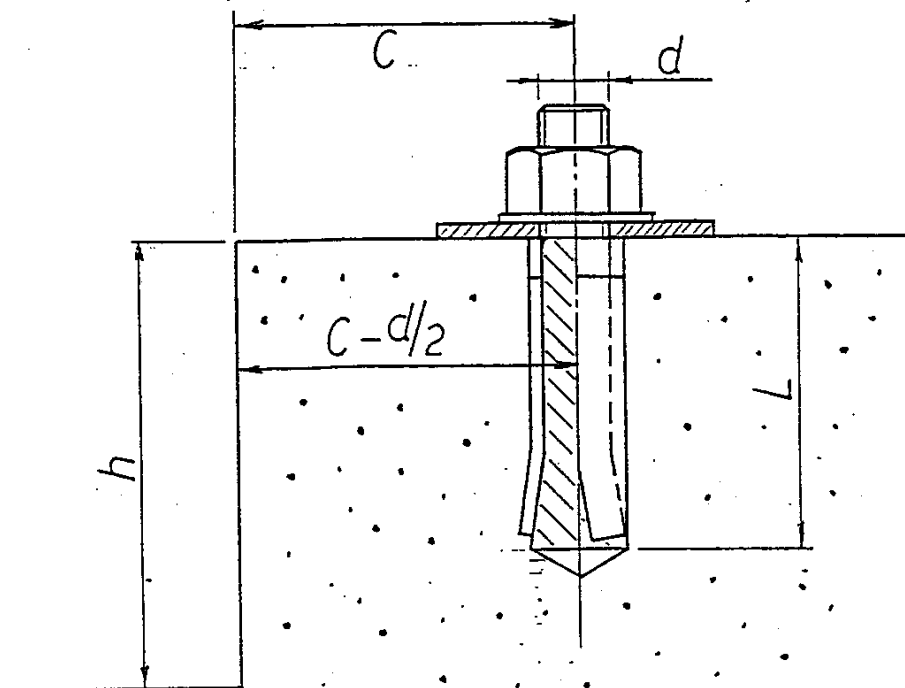
h : 基礎の盛上げ高さ (cm)

短期許容引抜き力 (kg)

ボルト径 d(呼称)	短期許容 引抜き力(kg)	埋込み 長さL(mm)	せん孔径 d <sub>2</sub> (mm)
M 1 0	760	80	13.5
M 1 2	1000	100	14.5
M 1 6	1830	130	20
M 2 0	3390	200	24
M 2 4	6780	300	32

「参考資料4」 (機械設備工事施工監理指針より抜粋)

・メカニカルアンカー (雄ねじ形)



$C$  : アンカーボルト中心から基礎辺部までの距離 (cm)

ただし、 $L \geq C \geq 4d$ 、かつ、 $C - d/2 \geq 5$  cmとする。

$h$  : 基礎の盛上げ高さ (cm)

短期許容引抜き力 (kg)

ボルト径 $d$ (種別)	短期許容 引抜き力 (kg)	埋込み 長さ $L$ (mm)
M 8	300	40
M 10	380	45
M 12	670	60
M 16	920	70
M 20	1520	90
M 24	1880	100

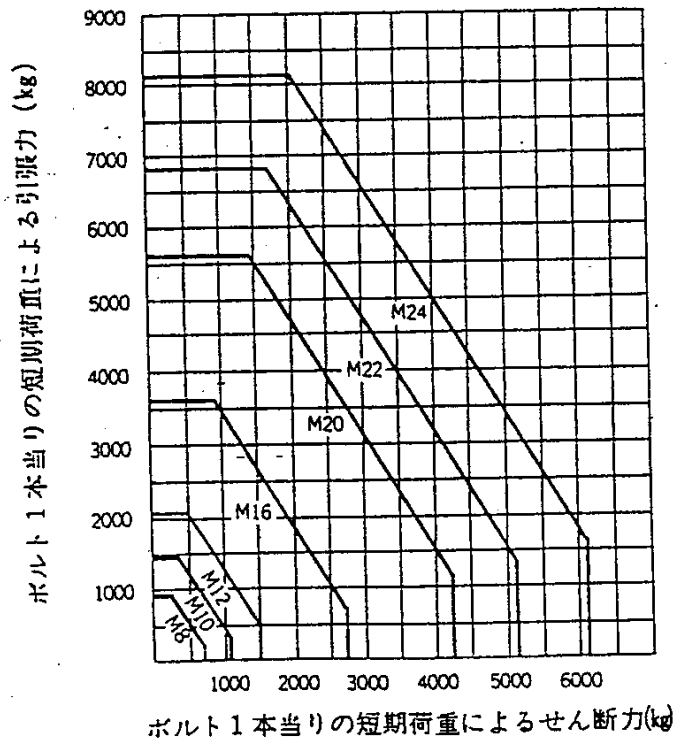
「参考資料 5」 (機械設備工事施工監理指針より抜粋)

・アンカーボルトのせん断強度 (短期)

ボルト径 呼称 ( d )	せん断強度 ( k g )
8 m m	5 0 0
1 0 m m	7 5 0
1 2 m m	1 1 0 0
1 6 m m	2 0 0 0
2 0 m m	3 1 0 0
2 2 m m	3 8 0 0
2 4 m m	4 5 0 0

・ S S 4 0 0 中ボルト許容組合せ応力図

(鋼材接合用：せん断面がねじ部にかからない場合)



# 維持管理仕様書

## 建物保守管理

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>建物点検、保守 全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書（以下「特記仕様書」という）及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき点検、保守を行う。</li> <li>・特記仕様書、共通仕様書の両方に記載がある場合には特記仕様書を優先する。</li> <li>・共通仕様書のみに記載がある場合にも点検、保守を行うものとする。</li> <li>・特記仕様書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・点検により、修繕が必要と思われる場合には、調査、診断を行い学長の指定する者に報告し、対応を協議する。</li> </ul>
<p>(1) 外壁</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕上げの浮き、ひび割れなどにより落下の危険のないよう点検、保守する。</li> <li>・漏水がないように点検、保守する。</li> </ul>
<p>(2) 屋根</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亀裂等により、漏水がないように点検、保守する。</li> <li>・ルーフドレインが詰まらないよう点検、保守する。</li> </ul>
<p>(3) 構造体 (壁、柱)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひび割れ、錆汁が発生しないよう点検、保守する。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
(4) 床	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷等がなるべく付かないよう点検、保守する。</li> </ul>
(5) 内壁	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結露、かび等が発生しないよう点検、保守する。</li> </ul>
(6) 天井	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漏水がないように点検、保守する。</li> </ul>
(7) 建具 ア 扉  イ 窓	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉、施錠等、正常に作動するよう点検、保守する。</li> <li>・変形、損傷のないように点検、保守する。</li> <li>・扉やドアクローザーを固定している止めネジは定期的に締めなおす。</li> <li>・ドアの丁番は時々グリースや油を塗る。</li> <li>・気密性が良好な状態で保たれるよう点検、保守する。</li> <li>・開閉、施錠等、正常に作動するよう点検、保守する。</li> <li>・錆、腐食が発生しないよう点検、保守する。</li> </ul>
(8) 階段	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通行に支障をきたすことのないように点検、保守する。</li> </ul>
(9) 塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浮きやはがれのないよう点検、保守する。</li> <li>・風化して粉状になった時や、錆が浮いた時、変色がはなはだしい時、はがれる傾向のある時などは、補修する。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
(10) 構内舗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外部の鉄部は3年に1回は塗り替えをする。</li> <li>・外部の木部、その他は5年に1回は塗り替えをする。</li> <li>・内部の鉄部は5年に1回は塗り替えをする。</li> <li>・外部の木部、その他は7年に1回は塗り替えをする。</li>   <li>・くぼみ、段差、亀裂、タイルのはがれなどにより、人や車の通行に支障のきたすことのないよう、舗装の種類に応じて点検、保守する。</li> </ul>



## 設備保守管理

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>設備点検、保守 全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書（以下「特記仕様書」という）及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき点検、保守を行い、設備の機能を常に最良の状態に保つ。</li> <li>・特記仕様書、共通仕様書の両方に記載がある場合には特記仕様書を優先する。</li> <li>・共通仕様書のみに記載がある場合にも点検、保守を行うものとする。</li> <li>・特記仕様書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・各設備の総合的な維持管理計画を作成し、点検し保守する。</li> <li>・各設備の点検、保守のため法令等により資格を必要とする場合には各有資格者を選任し、点検、保守を行う。</li> <li>・点検により、設備の修理、更新が必要な場合には学長の指定する者へその原因等を連絡し、対応を協議する。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
(1) 法令点検、保守	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備の関係法令の定めるところにより、点検を実施する。</li> <li>・点検により、設備が正常に機能しない場合には、適切な方法により、対応する。（保守、修理、交換、分解整備、調整）</li> <li>・点検、対応（保守、修理、交換、分解整備）を行う場合には、その結果を記録し、学校関係者から要求があった場合にはいつでも提示できるようにしておく。</li> </ul>
(2) 定期点検	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備の特性に応じて定期的に点検を実施する。</li> <li>・点検により、設備が正常に機能しない場合には、適切な方法により、調整を行う。</li> <li>・点検、対応（保守、修理、交換、分解整備）を行う場合には、その結果を記録し、学校関係者から要求があった場合にはいつでも提示できるようにしておく。</li> </ul>
(3) 運転、監視	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各設備を校舎の用途及び四季の気温の変化などによって、経済運転及び快適条件などを勘案して適正に運転操作、監視する。</li> <li>・各設備に応じて適切な記録を行う。</li> <li>・各設備の運転中、点検及び操作、使用上の障害となるものの有無を点検する。</li> <li>・災害発生に伴う重大な危険が認められる場合は、直ちに必要な措置を講じるとともに、学長の指定する者に通報するとともに、関係機関への連絡調整を行う。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
(4) 昇降機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器等に異常が認められた場合の連絡体制、対応方法について、学長と予め協議をしておく。</li>   <li>・昇降機はフルメンテナンス契約とし、常に良好な状態に保つものとする。</li> </ul>

## 清掃業務

提供されるサービス	要 求 水 準
<p style="text-align: center;">清掃全般</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この仕様書（以下「特記仕様書」という）及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき清掃を行う。</li> <li>・特記仕様書、共通仕様書の両方に記載がある場合には特記仕様書を優先する。</li> <li>・共通仕様書のみに記載がある場合にも清掃を行うものとする。</li> <li>・特記仕様書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> <li>・大学運営の邪魔にならないよう作業する。</li> <li>・常に火災、盗難その他の事故が発生することのないように作業する。</li> <li>・外部の人間が清掃員として判断できるようにする。</li> <li>・静粛かつ丁寧に行い、建築物物を損傷させないようにする。</li> <li>・建築物物を損傷した場合には、学長の指定する者に連絡し、その者の指示に従い、サービス提供者の負担により原状回復する。</li> <li>・清潔かつ美的に保つよう清掃を実施する。</li> <li>・清掃後は、乱雑になっておらず、目にみえるほこりや汚れ、土がないようにし、部屋はすぐ使える状態にしておく。</li> <li>・物の表面は既存の状態を保全し、維持しなければならない。</li> <li>・ごみの分別方法は横須賀市の基準に従うものとする。</li> <li>・清掃用器具は全てサービス提供者の負担とする。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>日常清掃 土、日、祝日を除き<u>1日1回</u>、実施する。</p> <p>(1) 床 (階段、廊下、エレベーター含む)</p> <p>(2) 紙屑入れ、灰皿、茶殻入れ、汚物入れ</p> <p>(3) ビン・カン</p> <p>(4) 教室の机、椅子</p> <p>(5) その他、仕様書等 内部付帯設備 (流し、湯沸かし等)</p> <p>(6) 外回り (外部排水溝、排水口、通路、植え込み、駐車場含む)</p>	<p>・床仕上げに応じた適切な方法により、埃、シミ、汚れのないようにする。</p> <p>・大学授業開始前までには内容物が全て空の状態になっており、汚れが付着していない状態にする。</p> <p>・ビン、カンについては他のゴミと区別して収集し、カンはアルミ缶、スチール缶に分別収集する。</p> <p>・埃、汚れがないようにする。</p> <p>・埃、汚れがないようにする。</p> <p>・排水溝、排水口及び周辺部分に土、石、ゴミがないようにする。</p> <p>・紙屑、落ち葉、ゴミ等が落ちていないようにする。</p>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>土、日、祝日を除き<u>1日2回</u>、実施する。</p> <p>(1) トイレ</p> <p>週1回</p> <p>(1) 古新聞、乾電池</p> <p>適宜実施</p> <p>(1) 金属部分、てすり</p> <p>(2) スイッチ類</p> <p>(3) フロアマット</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生陶器類は、適切な方法により見た目に清潔な状態にする。</li> <li>・トイレットペーパー、消毒用品等は常に補給されている状態にする。</li> <li>・間仕切りには落書きがないようにする。</li> <li>・鏡はシミ、汚れがついていない状態にする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般のゴミとは分別収集し、所定の場所へ集積する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埃、汚れがないようにする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埃、汚れがないようにする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土、汚れがないようにする。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>定期清掃 1回/月</p> <p>(1) 床</p> <p>(2) 壁、天井 (エレベーター含)</p> <p>(3) フロアマット</p> <p>(4) 什器、備品 (ファニチャー類含)</p> <p>(5) 窓枠</p> <p>(6) 排水口</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床仕上げに応じた適切な方法により、ワックスかけ（スプレーバフ含む）を行い、埃、シミ、汚れがないようにする。（繊維床除く）</li> <li>・繊維床の場合には、真空掃除機により清掃し、埃、汚れがないようにする。</li> <li>・表面全体が埃、シミ、汚れのないようにする。</li> <li>・洗浄を行い土、汚れがないようにする。</li> <li>・ほこりと目に見える土や汚れのないようにする。</li> <li>・水拭きなどにより、ほこりや土のないようにする。</li> <li>・内部に泥、石膏、食物かす等の汚れがないようにする。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>1回/3月</p> <p>(1) 窓ガラス</p> <p>(2) 照明器具、拡声器、時計 電話器、換気口 (外灯含む)</p> <p>(3) 排水管</p>	<p>・洗淨を行い土、汚れがないようにする。</p> <p>・埃、煙草のヤニなどを落とし、適正に機能するようにする。</p> <p>・内部に油脂等がこびりつかないようにする。</p>



## 環境衛生管理業務

提供されるサービス	要 求 水 準
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」、「労働安全衛生法」、「下水道法」、「水道法」及び「水質汚濁防止法」等関係法令に基づき校舎の衛生的環境を常に最良の状態に保つようにする。</li> <li>・この仕様書（以下「特記仕様書」という）及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき点検、保守を行う。</li> <li>・特記仕様書、共通仕様書の両方に記載がある場合には特記仕様書を優先する。</li> <li>・共通仕様書のみに記載がある場合にも点検、保守を行うものとする。</li> <li>・特記仕様書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> </ul>
環境衛生管理技術者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき設置され以下の業務を実施する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 年間管理計画を関係する他の建物管理業務との調整を加え、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に則して、当年度の計画を作成する。</li> <li>2 月間管理計画を年間管理計画の内の当月分について作成する。</li> <li>3 計画に伴い環境衛生管理業務の監督を行う。</li> </ol>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>空気環境測定</p>	<p>4 計画及び臨時に必要と認められた事項について、測定検査及び調整を指導し、又は自ら実施して、その結果を評価し、衛生的環境の維持向上に資する。</p> <p>5 監督、測定、検査、調査その他によって、特に改善、変更を要すると認められた事項については、具体的にその内容を明らかにした文書をもって、その都度、学長に意見を具申する。</p> <p>6 管理計画の他、実施報告書、測定、検査及び調査等の記録並びに評価等に関する書類、関係官公庁等への報告その他の書類を作成する。</p> <p>7 環境衛生監視員の立入検査が行われる時には、その検査に立ち会い、協力する。</p> <p>8 関係官庁から改善命令を受けた時には、その趣旨に基づき、関係する業者に周知せしめ、具体的な改善の方法を学長に具申する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、安全かつ衛生的空気環境を維持する。</li> <li>・浮遊粉塵の量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流を空気環境測定する。</li> <li>・測定の周期、対象、測定箇所、測定器は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、設定するものとする。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>水質測定（排水設備）</p> <p>害虫及びねずみ防除</p> <p>照度の測定</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道法及び水質汚濁防止法に基づく特定施設の水質測定を行う。全かつ衛生的排水を行う。</li> <li>・「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、安全かつ衛生的に良好な環境を保つ。</li> <li>・害虫及びねずみの防除に関し、事前に調査し、防除に関する年間計画、月間計画を作成する。</li> <li>・防除作業を実施するに当たっては学長と十分に具体的な打ち合わせを行い、回覧、標示によって周知する。</li> <li>・防除作業終了後、効果を確認し、害虫及びねずみの死屍等を回収、撤去する。</li> <li>・「労働安全衛生法」に基づき、安全かつ衛生的な職場環境を保つ。</li> <li>・調査、測定、対象等については「労働安全衛生法」に基づき設定する。</li> </ul>

## 植栽処理業務

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>植栽処理 全般</p> <p>(1) かん水</p> <p>(2) 病害虫の防除</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学内緑樹を保護し、環境の保全を図り、人々に安らぎを与え、建物の親しみ安さや都市環境の形成に寄与する。</li> <li>・この仕様書（以下「特記仕様書」という）及び建築保全業務共通仕様書（建設大臣官房官庁営繕部監修、以下「共通仕様書」という）の最新版に基づき植栽業務を行う。</li> <li>・特記仕様書、共通仕様書の両方に記載がある場合には特記仕様書を優先する。</li> <li>・共通仕様書のみに記載がある場合にも植栽業務を行うものとする。</li> <li>・特記仕様書に記載されている用語については、共通仕様書に定義されている用語と同一とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・枯れたり、葉がやけたり、蒸されたりしないよう、上から水をかけたり、根の回りに溝を掘ったり、堤状の土盛りをして行うなど植物の種類に応じて適切な方法により行う。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・害虫の寄生や病気によって枯死したり、見苦しくなったりするのを防ぐ。</li> <li>・害虫や病気の種類に応じた適切な方法による処置する。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
(3) せん定、刈り込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・風によって折れたり倒れたりすることのないよう、樹木の種類に応じてせん定や刈り込みを行う。</li> <li>・上半期1回、下半期1回は刈り込み及びとび枝、枯枝の除去、こみ枝ぬきを行う。</li> </ul>
(4) 施肥、除草	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植物に十分に栄養がゆき渡るように適正な時期に過不足なく施肥する。</li> <li>・上半期1回、下半期1回は施肥する。</li> <li>・見苦しくなったり、栄養分が植物にいきわたらなくなるらないよう、除草を行う。</li> </ul>
(5) 養生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高い木や長い枝などが強風で折れないようにするとともに、冬の寒さから樹木などを保護する。</li> <li>・台風シーズン前や冬に入る前に支柱で補強したり、幹巻きやわら囲いなどを行う。</li> </ul>
(6) 芝生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・枯れたり、見苦しくなったり、芝が育ちにくくならないようにする。</li> <li>・かん水や施肥のほか、除草や芝刈りを怠らないようにする。</li> <li>・除草は、雑草がなるべく小さいうちに抜く。</li> <li>・刈り込みは、鎌等により丁寧にもらなく刈り込み、一定の長さに揃えておく。</li> </ul> <p>上半期6回、下半期1回は刈り込みを行う。</p>

## 保安警備業務

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>全般</p> <p>窓口業務等</p> <p>巡回業務等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機械警備との併用も可とする。</li> <li>・24時間1人は警備員を置くものとする。</li> <li>・不要な車の進入を防止する。</li> <li>・必要に応じて来訪者に対応し、行く場所を教える。</li> <li>・不審者の進入を防止する。</li> <li>・校内の物品の不正持ち出しを阻止する。</li> <li>・作業員、清掃員等の入退校を記録し、学校関係者が要求した時はいつでも見せられように保管する。</li> <li>・拾得物、遺失物を保管し、記録をつける。</li> <li>・遺失者から申し出があった場合には本人の持ち物であることを確認し返還しなければならない。</li> <li>・鍵の収受及び保管を行い、記録簿に記録する。</li> <li>・校舎内外を巡回し、次の業務を遂行する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法侵入者のないようにする。不法侵入者を発見した場合には校外へ退去させる。</li> <li>・火災のないようにする。火災を発見した場合には対応可能な場合は即座に消化する。対応不可能な場合は消防署への通報、学生等の避難誘導を行う。</li> <li>・火気使用箇所は適正な消火が行われているか確認する。</li> <li>・消火器、消火栓等を外側から点検し稼働することを確認する。</li> <li>・避難の妨げとなる放置物がないようにする。放置物を発見した場合には撤去する。</li> </ul>

提供されるサービス	要 求 水 準
<p>防災</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盗難事故の発生のないようにする。盗難事故が発生した場合には警察への通報を行う。</li> <li>・巡回中に不審物を発見した場合には警察への通報等適切な処置をする。</li> <li>・必要のない電灯は消灯する。</li> <li>・建物の外周部に事故等がおきそうな異常がないか確認する。異常を発見した場合には速やかに学長に連絡する。</li> <li>・防災諸設備の機器を取り扱うとともに、各種警報器機の監視を行う。</li> <li>・各種警報発生時には現場へ急行し、応急措置の指示を行うとともに、関係機関へ連絡する。</li> <li>・警報が誤作動した場合には、警報設備点検業者へ連絡する。</li> </ul>